

(案)

議案第 号

愛西市国民健康保険条例の一部改正について

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和5年2月27日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、健康保険法施行令の改正に伴い、改正する必要があるからである。

愛西市国民健康保険条例の一部を改正する条例

愛西市国民健康保険条例（平成 17 年愛西市条例第 111 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「42 万円」を「48 万 8,000 円」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該出産が健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに 1 万 2,000 円を加算した額を支給する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金の支給について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

愛西市国民健康保険条例の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。<u>ただし、当該出産が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産に該当すると市長が認めるときは、これに1万2,000円を加算した額を支給する。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として<u>42万円</u>を支給する。</p> <p>2 略</p>

愛西市国民健康保険条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

出産育児一時金の支給額を引き上げるもの

第2 改正の理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年2月1日公布、令和5年4月1日施行）が施行され、健康保険法施行令が改正されたため

第3 改正の内容

出産育児一時金の支給総額を50万円に引き上げるもの

	現行	改正後
出産育児一時金	408,000円	488,000円
加算金 (産科医療補償制度掛金)	12,000円	12,000円
支給総額	420,000円	500,000円

第4 施行期日

令和5年4月1日